

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年4月11日(火) 午後2時30分～午後2時45分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、総合政策課課長代理(政策調整担当)、担当 陪席:秘書課長

議題1：秦野市市税条例の一部を改正することについて		
担当部課等	市民税課、資産税課	
説明者	総務部長、市民税課長、市民税課課長代理(税制収納管理担当)、資産税課長	
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 新たに定義される特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の現在の登録状況はどのようなか。 答. 原動機付自転車として約30台が登録されている。</p> <p>問. 特定小型原動機付自転車のナンバープレートの形と色はどのようなか。 答. 10cm×10cmの白色のナンバープレートである。</p> <p>問. 軽自動車の電気自動車の登録台数はどのようなか。また、グリーン化特例の適用期限見直しによる税収への影響はどの程度と想定しているか。 答. 令和5年度の課税対象としては自家用軽四輪乗用車93台が登録されている。また、グリーン化特例による税収への影響は、約75万円の減収と想定している。標準税率での課税額は10,800円であり、税収が約100万円となるが、軽減税率75%を適用した場合の課税額は2,700円となり、税収が約25万円となるためである。なお、適用されるのは登録の翌年度に限る。</p>	
会議結果	原案了承	